

「第11次滋賀県交通安全計画(案)」について

1 「第11次滋賀県交通安全計画(案)」の概要

交通安全計画は、陸上交通の安全に関する総合的、かつ、長期的な施策の大綱です。交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)において、都道府県に交通安全対策会議を設置し、国の交通安全基本計画に基づく都道府県計画を策定しなければならないとされています。

令和2年度は「第10次滋賀県交通安全計画」の最終年度にあたり、また国の新たな基本計画が示されたことから、滋賀県交通安全対策会議において令和3年度を初年度とする「第11次滋賀県交通安全計画(案)」を作成しました。

2 県民政策コメントの実施結果

令和3年3月19日(金)から令和3年4月19日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「第11次滋賀県交通安全計画(案)」についての意見・情報の募集を行った結果、9名から計51件の意見・情報の提出がありました。また、市町や鉄道事業者等の関係団体にも意見照会を行い、計3件の意見・情報の提出がありました。

それらに対する考え方を「資料13-2」に示します。

目次	県民政策コメント	市町等
まえがき・基本理念等	3	
第1章 道路交通の安全		
第1節 道路交通事故のない安全・安心な滋賀を目指して	1	
第2節 交通安全計画の目標	1	1
第3節 道路交通の安全についての対策		
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	9	
II 道路交通に関する安全施策		
1 道路交通環境の整備	21	1
2 交通安全思想の普及徹底	7	
3 安全運転の確保	1	
4 車両の安全性の確保	2	
5 道路交通秩序の維持	3	
6 救助・救急活動の充実		
7 被害者支援の充実と推進		
8 研究開発および調査研究の充実		
第2章 鉄道交通の安全		
第3章 踏切道における交通の安全		1
その他	3	
合計	51件	3件

3 意見・情報反映後の「第11次滋賀県交通安全計画(案)」

「資料13-3」・「資料13-4」のとおり。

4 今後の予定

令和3年7月19日に開催する滋賀県交通安全対策会議において計画を決定。